

2009年5月8日、北京の国家工商行政管理総局(SAIC)において、2009年4月27日に一般公開され現在各方面から意見募集が行われている「独占協定の禁止に関する規則の草案」及び「市場支配的地位濫用の禁止に関する規則の草案」に関するセミナーが開催されました。黒田法律事務所の提携先法律事務所である天地和法律事務所は、SAICからの招待を受け本セミナーに出席し、各規則の草案について意見を述べました。

本セミナーでは、各規則の草案の構成、原則および特定の条項について議論され、SAICより以下の説明がありました。

1. 「市場支配的地位濫用の禁止に関する規則の草案」について、以前の案には、知的財産権の濫用に関する条項が含まれていたが、今回、当該条項は削除された。独占禁止法における知的財産権の濫用は、非常に複雑であり、かつ論争の対象となりやすいことから、SAICは、この問題を扱うガイドラインを別途草稿する予定である。SAICは、そのガイドラインについて、2009年後半には草案を完成する予定である。
2. 2009年5月11日、遼寧省大連市において、中国の3つの独占禁止法執行機関(SAIC、NDRC(国家発展改革委員会)およびMOFCOM(商務部))、並びに欧州連合側による独占禁止法に関するシンポジウムが2日半にわたり開催される。シンポジウムでは、独占禁止法の重要部分であるカルテル、市場支配的地位濫用および事業者集中のすべてにつき議論される。
3. 市場支配的地位濫用および独占協定に関する調査および罰則について、どのような権限を各省の工商局に与えるかは各事案ごとにSAICが決定し、調査開始の決定権はSAICのみが有することが改めて強調された。
4. 国務院管轄下の独占禁止委員会(AMC)は、少なくとも年に1回は開催される予定であり、状況に応じて委員長会議が開催される予定である。委員長会議は、同委員会委員長兼国務院副総理の王岐山氏、4名の副委員長、および秘書長から構成される。4名の副委員長とは、MOFCOM部長の陳徳銘氏、NDRC主任の張平氏、SAIC局長の周伯華氏および国務院副秘書長の畢井泉氏である。MOFCOMの副部長である馬秀紅氏が、現在AMCの秘書長である。